

Partner's public relations magazine

2012年12月発行
Vol.1

パートナーズ

会報誌

価格0円(税込み)

中小企業経営力強化支援法が施行されました。

年末調整とは？

税制改正情報

生命保険料控除の改正

一定の扶養控除の廃止

頭の体操
クロスワード
パズル付き



山陰支社
移転しました！

今回は「いまじか味わえない冬季限定」
スイーツをご紹介します！



<http://www.zei-partners.com>

パートナーズ会報誌を始めました

拝啓 時下ますますご清栄のこと
とお喜び申し上げます。

このたび税理士法人パートナーズでは法人の方向けの情報提供誌として「パートナーズ会報誌」を発行することになり、今回が初めての発行となりました。普段、お忙しく業務に従事されておられる経営者の方々に、なかなか得ることのできない税務面の情報をご提供させていただきま

す。当社では年々変わる税法に対応すべく情報をいち早く収集し経営者の方々へお伝えし現在から未来への税金の変動をご理解いただけたら幸いです。

さて今回初めての会報誌では年末を控え「年末調整」をメインにご紹介いたします。意外とわかっていない部分や、税金の還付・徴収までを図解にてご説明いたしますので、参考にしてください。

中小企業経営力強化支援法が施工されました

中小企業庁は本年八月三十日に施行された「中小企業経営力強化支援法」に伴い、約二千もの機関を「経営革新等支援機関」として認定しました。当社、税理士法人パートナーズでもたがいま申請中ですが、この法案により各お客さまへのより専門性を持ったご指導が必要となっていきます。

現在、お取引させていただいております顧問先さまへ、ご提供しておりますサービスに関しても今以上に細かく且つ的確なご指導をさせていただきますことも必要となります。皆様からのご要望もその都度お申し付けいただき、より良い経営体制を共に築けていければ幸いと存じます。中小企業経営力支援法に関しては次ページにて触れておりますので、ご確認くださいませよう、よろしくお願いいたします。



税理士法人パートナーズ
代表社員 川本 洋

お気軽にお越しくださいませ



応接室



会議室



事務所玄関



事務所外観



米子商工会議所
2階にいます！



山陰支社長
税理士
川原 康寛

〒683-0823
鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館 2階
TEL:0859-21-5169 FAX:0859-21-5179

山陰支社が移転しました

この度、十月十五日に支社を米子商工会議所会館二階へ移転いたしました。覚えやすく交通の便もよい場所へ移転しましたので、お近くへお越しの際には、是非お気軽にお立ち寄りくださいませ。お待ちしております。

中小企業経営力強化支援法

が施行されました

背景

中小企業の経営課題は、多様化・複雑化しているため、財務及び会計等の専門的知識を有する者による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが急務となっている。また、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑化するための措置を講ずることが急務となっている。

内容

- 1) 中小企業支援業務の担い手の多様化・活性化
→既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士、税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する。
- 2) 中小企業の支援事業を行う者への支援措置
→中小機構の専門家派遣等による協力や保証付与による資金調達支援を通じ、中小企業支援事業を支援する。

中小企業に対して「チーム」として専門性の高い支援を行うための体制を整備。

支援を受けることにより

- ◆好条件で融資が受けられる(融資の優遇措置)
- ◆保証協会の枠が広がる(保証の優遇措置)
- ◆補助金がもらえる(補助金の支援措置)
- ◆大幅な節税ができる(税の優遇措置) などの効果が期待できます。

トピック

赤字法人調査で1割強の約6千件が黒字に転換

今年6月までの1年間(2011事務年度)における法人の黒字申告割合は25.9%と4年ぶりに増加したが、低水準が続いており7割強の法人が赤字だ。このような状況に便乗して実際は黒字なのに赤字を装う企業が後を絶たない。2011事務年度中に法人税の実地調査をした12万9件のうち4割強にあたる5万5千件は無所得申告法人の調査に充てられ、うち1割強の約6千社が実際は黒字だったことが、国税庁のまとめで判明した。

調査結果によると、実地調査した5万5千件のうち約7割にあたる3万8千件から総額6104億円にのぼる申告漏れ所得金額を見つけ、加算税額70億円を含む356億円の税額を追徴した。調査1件あたりの申告漏れ所得は1103万円となる。また、実施調査したうちの22.9%の1万3千件は仮装・隠ぺいなど故意に所得をごまかしており、その不正脱漏所得金額総額は1503億円にのぼった。不正申告1件当たりの不正脱漏所得は1184万円だ。

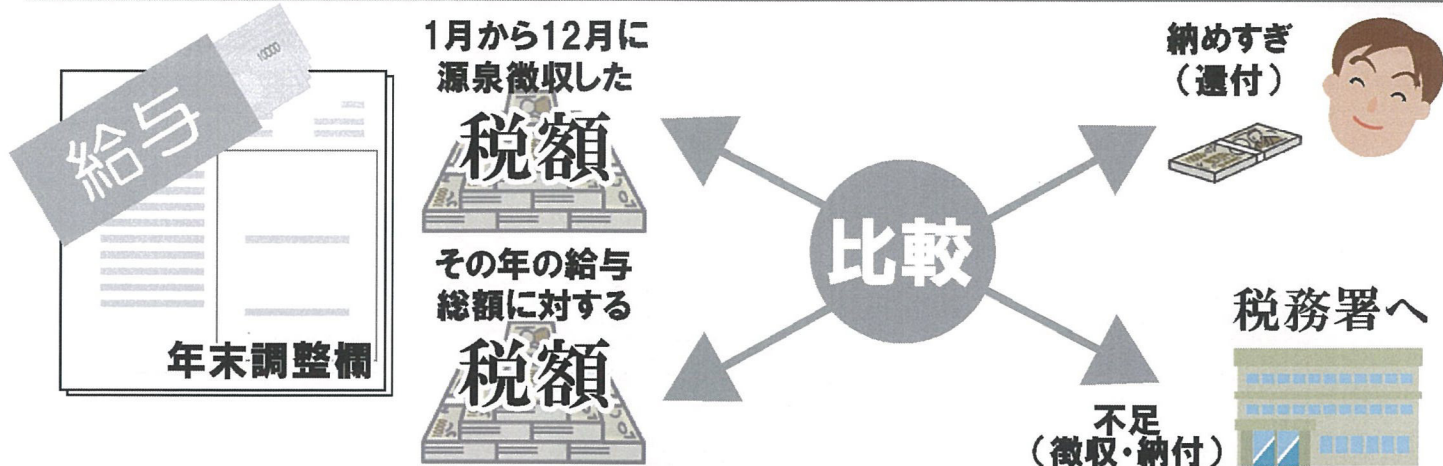
2011事務年度の無所得申告法人調査は、前年度に比べ6.0%増の実地調査を行い、申告漏れ件数は4.0%増、不正計算のあった件数は1.1%増となった。この結果、黒字となった法人が約6千社あったわけだが、調査で把握された1件あたりの申告漏れ所得1103万円は、前年度から12.7%減少したものの、法人全体の平均914万円を大幅に上回る。ここに、赤字の仮装などの観点から、無所得法人に対する調査を重点的に実施する背景がある。

なお、2011事務年度は、事業を行っていると思込まれる稼働無申告法人6035件(前年度比14.3%増)に対して調査を実施し、法人税について68億円(同34.5%減)、消費税についても58億円(同4.9%増)を追徴課税。うち408件(同1.5%増)は、稼働実態を隠し、法人の解散を装うため、虚偽の届け出を行うなど、意図的に無申告だった事案で、法人税は45億円(同35.3%減)、消費税は14億円(同14.5%増)を追徴課税している。

年末調整とは？

サラリーマンは毎月の給料から所得税が源泉徴収(天引き)され、12月には年末調整でその所得税の精算が行われますが、多くの場合、年末調整で税金が戻ってきていることにお気づきでしょうか。これは、月々の源泉徴収税額には生命保険料控除や地震保険料控除、さらには配偶者特別控除などの所得控除が反映されていないことによります。これらの所得控除が年末調整時点で正確に反映される結果、年末調整を行うとおおむね所得税は過少になり、徴収しすぎた税額が還付されることになるわけです。

まず年末調整の仕組みとは



年末調整の対象となる人

次のいずれかに該当する人

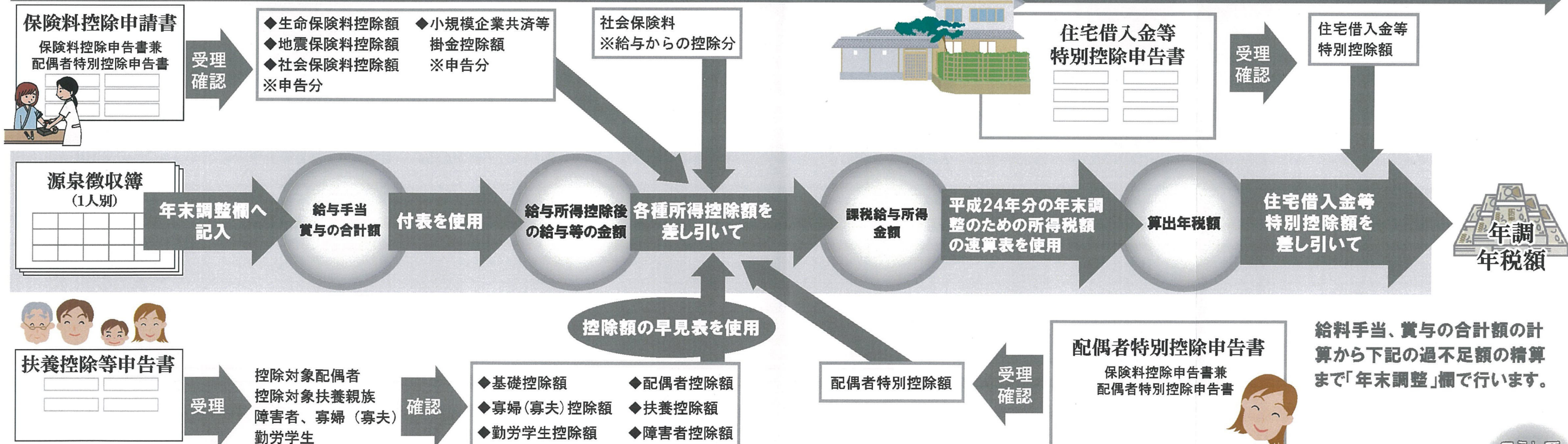
- (1) 1年を通じて勤務している人
- (2) 年途中で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年途中で退職した人のうち、次の人
 - ① 死亡により退職した人
 - ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人
 - ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
 - ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が103万円以下である人(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます)
- (4) 年途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人(非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます)

年末調整の対象とならない人

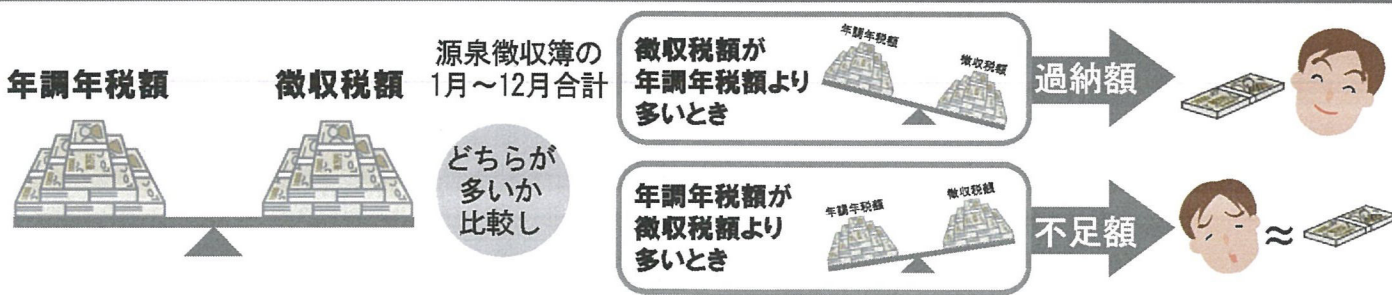
次のいずれかに該当する人

- (1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (2) 左欄に掲げる人のうち、災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けた人
- (3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人や、年末調整を行うときまでに「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出していない人(月額表又は日額表の乙欄適用者)
- (4) 年途中で退職した人で、左欄の(3)に該当しない人
- (5) 非居住者
- (6) 継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など(日額表の丙欄適用者)

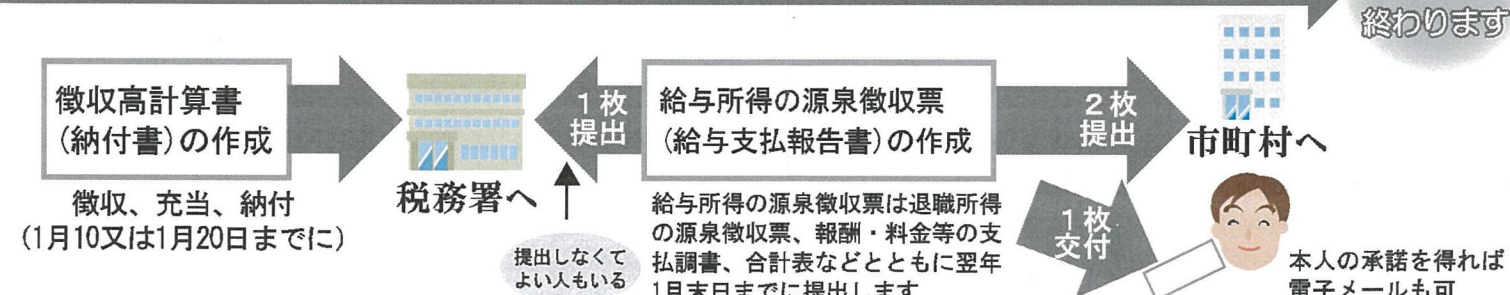
年末調整の求め方は...



そして、それから...



以上、年末調整の結果をすべて記入して



最近の

税制改正情報

生命保険料控除の改正

生命保険料控除について、平成24年以降に契約した保険については、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除に加えて、介護医療保険料控除が新設され、それぞれの控除額の上限は4万円(合計12万円)とされました。

なお、平成23年までの契約分は、従来の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除(それぞれの控除額の上限は5万円)が適用されます。

【新契約】

遺族保障等

一般生命保険料控除
4万円

介護保障・医療保障

介護医療保険料控除
4万円

老後保障等

個人年金保険料控除
4万円

【旧契約】

一般生命保険料控除
5万円

遺族保障
介護保障
医療保障等

介護医療保険料控除
4万円

介護保障・医療保障

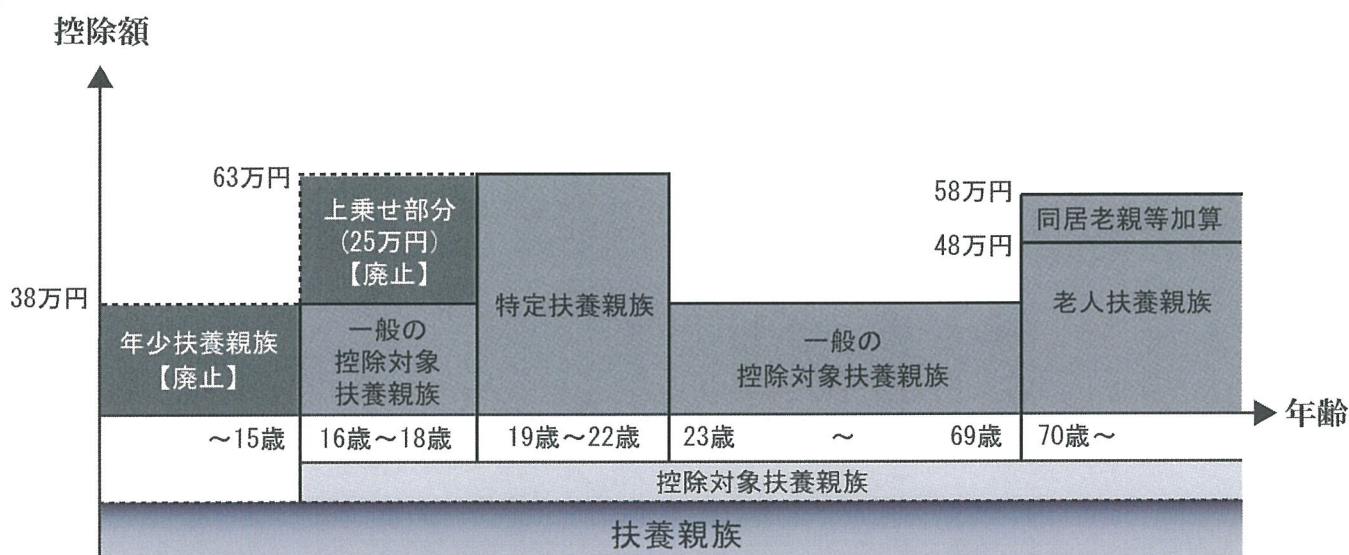
個人年金保険料控除
5万円

老後保障等

※ただし全体で12万円が限度

一定の扶養控除の廃止

- ・年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止され、扶養控除の適用が受けられるのは16歳以上の方となりました。
- ・年齢16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分(25万円)が廃止されました。



次回予告

平成25年分から復興財源確保法により、通常支払う所得税より2.1%多く徴収されます。
詳しくは「パートナーズ会報誌 新年号」にて詳しくお話しします

頭の体操

の文字を並び替えることができる言葉を当ててください
 ヒント：決死の覚悟をもって事にあたること

答え

2 「○○○○は成功のもと」。

3 「案ずるより○○が易い」。

4 こぶしのきいた現代歌謡曲。

5 身にそなわる威厳。おもみ。

7 優良運転手。無事故○○○○。

8 「○○○○の交わり」。親密な交わり。

9 「首に○○○○○○」。いやがる者を無理に連れて
行こうとする。

11 四字熟語で物事がどんどん変化してゆくこと。

14 色白くやや細長い顔。○○○○顔の美人。

16 ○○○堂々。威光、威厳のある様子。

17 マージャン用のこま。

20 ゴルフで後半の9ホール。

スイーツの定番バウムクーヘン、白十字さん独自の配合で年輪を重ねるように一層一層丹念に焼き上げた、手作りの逸品。

パートナーズ会員募集

税理士法人パートナーズでは、だだいま会社経営者向けの会員を募集しています。ご入会の方にはパートナーズより会報誌や税制改正の情報をご提供いたします。年会費・入会費は無料ですので、普段なかなか聞かない税務関連情報はもちろん、知っていて得する意外に大切なミニ情報までご提供します！

年会費・入会費
無料

会報誌の発行

特典
①

経営者向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えできる情報や意外と知られていない重要なものや知って得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。■会報誌は不定期での発行となります

無料相談

特典
②

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。

税制改正・判決事例の提供

特典
③

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、相続、贈与など専門的なこともご相談下さい。

■無料相談は一般的な内容となります ■個別具体的な内容や書面を製作するものに関しては費用をいただきます

税理士法人パートナーズ

〔岡山本社〕

〒700-0973

岡山県岡山市北区

下中野1222-9

TEL: (086) 246-4446

FAX: (086) 246-4406

E-mail partners@zpost.plala.or.jp

〔山陰支社〕

〒683-0823

鳥取県米子市加茂町2-204

米子商工会議所会館 2階

TEL: (0859) 21-5169

FAX: (0859) 21-5179

E-mail k-tax118227@spice.ocn.ne.jp